

外国為替保証金取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

【 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 】

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

外国為替保証金取引の契約締結前交付書面

平成 25 年 2 月

株式会社 SBI 証券
(金融商品取引業者) 関東財務局長(金商) 第 44 号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

外国為替保証金取引をされるにあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、ご理解ください。

外国為替保証金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。外国為替保証金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合、または継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

また、外国為替保証金取引の取引内容を十分ご理解いただくために本書面の他に、「外国為替保証金取引約款」等の書面を交付いたします。これらの書類には、取引の仕組みやリスクなどお客様がお取引されるにあたって大変重要な内容が記載されております。熟読されたうえで、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただき、ご自身の資力と投資経験を考慮のうえ、お取引いただきますようお願い申し上げます。

目次

外国為替保証金取引のリスク等重要事項について	3
外国為替保証金取引の仕組みについて	5
・ 取引の方法	5
・ 保証金	9
・ 決済に伴う金銭の授受	13
・ 手数料など諸費用について	14
・ 益金に係る税金	14
外国為替保証金取引の手続きについて	16
外国為替保証金取引に関する禁止行為	21
当社の概要について	23
外国為替保証金取引に関する主要な用語	25
別紙「FX取引 株券担保サービス」について	29

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち通貨の売買取引である外国為替保証金取引について説明します。この書面では当社が提供する外国為替保証金取引に関して説明しています。

外国為替保証金取引のリスク等重要事項について

手数料など諸費用について

- ・当社で行う外国為替保証金取引の取引手数料は無料です。

外国為替保証金取引のリスクについて

<価格変動リスク>

- ・通貨の価格の変動により、損失が生じることがあります。更に、お客様の差し入れた預託保証金の額に比して取引金額が大きいいため、その損失の額が差し入れた預託保証金の額を上回る可能性があります。
- ・お預かりしている預託保証金を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けておりますが、相場の急激な変動により預託保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

<信用リスク>

- ・外国為替保証金取引は当社とお客様の相対取引であり、また、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として下記のカバー取引相手方とカバー取引を行っております。したがって、お客様は当社及びカバー取引相手方の業務、または財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。

<その他のリスク>

- ・相場状況の急変により、買値と売値のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。
- ・取引システム、または金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
- ・市場での売買高が少ないことから新規建や保有建玉の決済が困難になる場合がございます。また、主要国の祝日や、市場のクローズ間際、週初など市場の状況によっては、為替レートの提示が困難になることがあります。
- ・外国為替保証金取引では、売り建てしている通貨と買い建てしている通貨に対し、スワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは取引対象通貨の市場金利に応じて日々変動するため、スワップポイントもその影響を受け変動します。また、市場金利の動向次第では、スワップポイントが受取りから支払いに転じる可能性もあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・ハイレバレッジ 100 コース(法人口座限定)及びハイレバレッジ 200 コース(法人口座限定)には決済期限があります。毎週末最終営業日の取引時間終了時点(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の15分前からお客様の保有建玉は順次強制的に決済されるため、意図せざる損失を被るおそれがあります。

<「FX取引 株券担保サービス」について>

- ・当サービスをご利用の場合は、必ず別紙にて詳細をご確認ください。

〈カバー取引先及び預託保証金の管理方法について〉

- ・当社のカバー取引相手方は、SBI リクイディティ・マーケット株式会社です。
また、SBI リクイディティ・マーケット株式会社は当社からのカバー取引に対し、外国為替銀行をカバー取引の相手方としております。
- ・お客様から預託を受けた保証金は、金融商品取引法の規定に基づき、現金保証金については、みずほ信託銀行へ金銭信託を行う方法により、当社の自己資金とは区分して管理しております。保証金の区分管理必要額については、お客様から預託を受けた保証金に、実現損益、評価損益及びスワップ損益を加減算した額から取引手数料等を控除した金額とし、毎営業日を計算基準日として確定したうえで、追加差入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して 2 営業日以内にみずほ信託銀行に追加信託することにより、区分管理必要額以上の残高を維持いたします。
なお、代用有価証券については、証券保管振替機構において当社の自己資金とは区分して管理しております。
- ・当社及びお客様資金の預託先の業務、または財産の状況が悪化した場合、保証金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生じるおそれがあります。

外国為替保証金取引は、クーリング・オフの対象とはなりません

- ・外国為替保証金取引においては金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

外国為替保証金取引の仕組みについて

当社による外国為替保証金取引「SBI FX α 」は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行ないます。

■ 取引の方法

a. 当社が取り扱う外国為替保証金取引「SBI FX α 」の取引内容は次のとおりです。

取引形態	お客様と当社の相対取引
営業日	<p>営業日は、取引対象通貨ごとに、国内の金融機関の営業日及び外国の金融機関の営業日を勘案し、当社が定めた日とします。したがって日本の金融機関の営業日とは異なる場合もあります。休日は、元旦、祝日^(注1)、当社が定めた日とします。詳細は当社 WEB サイトより「SBI FXα 取引サイト>投資情報>カレンダー/SW 履歴」の取引日カレンダーをご確認ください。</p> <p>1 営業日は、原則として米国の夏時間は月曜日のみ日本時間午前 7:00～翌午前 5:30、火曜日から金曜日は日本時間午前 6:00～翌午前 5:30 を 1 営業日とします。米国の冬時間は、月曜日から金曜日の日本時間午前 7:00～翌午前 6:30 を 1 営業日とします。</p>
取引時間（日本時間） ^(注2)	<p>【夏時間】月曜日午前 7:00～土曜日午前 5:30 の各日午前 5:30～6:00 を除く時間帯 【冬時間】月曜日午前 7:00～土曜日午前 6:30 の各日午前 6:30～7:00 を除く時間帯 ※上記の取引時間内であっても、臨時システムメンテナンスのため取引できない場合がございます。</p>
注文受付時間	原則として、休日、取引時間外を含む 24 時間(ただしシステムメンテナンス時を除く)売買注文を受付いたしますが、売買注文の約定は取引時間内に行ないます。 ^(注3)
決済期限	無し ^(注4)
決済方法	反対売買による差金決済又は現引き ^(注4)
決済日	約定日の 2 営業日後 ^(注4)
1 注文あたりの建玉制限	相場の状況や当社の判断により変動しますので、当社WEBサイトにてご確認ください。
取引手数料	無料

(注 1) 日本が祝日でも、海外が祝日でない場合、お取引いただけるケースもございます。詳細につきましては、随時、当社 WEB サイト「SBI FX α 」にてお知らせいたしますので、ご確認ください。

(注 2) ロールオーバー処理に要する時間により、お取引開始時間が遅れる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(注 3) 原則として、取引時間外に成行注文及び 2WAY 注文は受付けいたしません。

(注 4) 決済日は約定日の原則 2 営業日後となりますが、反対売買による差金決済、または現引きによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越すことにより、長期間建玉を維持することができます(※ハイレバレッジ 100 コース(法人口座限定)及びハイレバレッジ 200 コース(法人口座限定)には決済期限があります。毎週末最終営業日の取引時間終了時点(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前からお客様の保有建玉は順次強制決済されます。詳しくは、「ハイレバレッジ 100・200 コース(法人口座限定)におけるお取引注意事項」をご参照ください。)。また、米ドル/日本円以外の通貨ペアの受渡(現引き)による決済は、お取扱いしておりません。なお、現引きの決済日は約定日の翌営業日となります。詳しくは、「決済に伴う金銭の授受(1) 決済方法」をご参照ください。

取扱通貨ペア	取引単位	レートの表示方法	呼値の単位
米ドル/日本円	1 万米ドル単位 (現引きも同様)	1 米ドルあたりの円	0.001 円
ユーロ/日本円	1 万ユーロ単位	1 ユーロあたりの円	0.001 円
ポンド/日本円	1 万ポンド単位	1 ポンドあたりの円	0.001 円
豪ドル/日本円	1 万豪ドル単位	1 豪ドルあたりの円	0.001 円
NZ ドル/日本円	1 万 NZ ドル単位	1NZ ドルあたりの円	0.001 円
カナダドル/日本円	1 万カナダドル単位	1 カナダドルあたりの円	0.001 円
スイスフラン/日本円	1 万スイスフラン単位	1 スイスフランあたりの円	0.001 円
香港ドル/日本円	10 万香港ドル単位	1 香港ドルあたりの円	0.001 円
人民元/日本円	10 万元単位	1 人民元あたりの円	0.001 円
韓国ウォン/日本円	1,000 万ウォン単位	100 ウォンあたりの円	0.001 円
南アフリカランド/日本円	10 万ランド単位	1 ランドあたりの円	0.001 円
シンガポールドル/日本円	1 万シンガポールドル単位	1 シンガポールドルあたりの円	0.001 円
メキシコペソ/日本円	10 万ペソ単位	1 ペソあたりの円	0.001 円
ノルウェークローネ/日本円	1 万クローネ単位	1 クローネあたりの円	0.001 円
スウェーデンクローナ/日本円	1 万クローナ単位	1 クローナあたりの円	0.001 円
ポーランドズロチ/日本円	1 万ポーランドズロチ単位	1 ポーランドズロチあたりの円	0.001 円
トルコリラ/日本円	1 万トルコリラ単位	1 トルコリラあたりの円	0.001 円
ユーロ/米ドル	1 万ユーロ単位	1 ユーロあたりの米ドル	0.0001 米ドル
ポンド/米ドル	1 万ポンド単位	1 ポンドあたりの米ドル	0.0001 米ドル
豪ドル/米ドル	1 万豪ドル単位	1 豪ドルあたりの米ドル	0.0001 米ドル
ミニ米ドル/日本円	1,000 米ドル単位	1 米ドルあたりの円	0.001 円
ミニユーロ/日本円	1,000 ユーロ単位	1 ユーロあたりの円	0.001 円
ミニポンド/日本円	1,000 ポンド単位	1 ポンドあたりの円	0.001 円
ミニ豪ドル/日本円	1,000 豪ドル単位	1 豪ドルあたりの円	0.001 円
ミニ NZ ドル/日本円	1,000NZ ドル単位	1NZ ドルあたりの円	0.001 円
ミニ南アフリカランド/日本円	1 万ランド単位	1 ランドあたりの円	0.001 円

- b. 当社は、SBI リクイディティ・マーケット株式会社がインターバンク市場の実勢外国為替レートを基に提示している為替レート(以下、「カバー取引為替レート」といいます。)に、一定の額を加減した為替レートをお客様に提示しています。なお、取引為替レートは常に買値と売値を同時に提示する「2-Way 方式」を採用しており、買値と売値は同じではなく差があります。また、カバー取引為替レートにおきましても、買値と売値で異なっております。
- c. 建玉は、反対売買による差金決済、または現引きすることで決済できます(※ハイレバレッジ 100 コース(法人口座限定)、及びハイレバレッジ 200 コース(法人口座限定)には決済期限があります。毎週末最終営業日の取引時間終了時点(夏時間午前 5 : 30、冬時間午前 6 : 30)の 15 分前からお客様の保有建玉は順次強制決済されます。詳しくは、「ハイレバレッジ 100・200 コース(法人口座限定)におけるお取引注意事項」をご参照ください。)
- d. 反対売買による差金決済、または現引きによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します(※ハイレバレッジ 100 コース(法人口座限定)及びハイレバレッジ

200 コース(法人口座限定)においては、「ハイレバレッジ 100・200 コース(法人口座限定)におけるお取引注意事項」をご参照ください。)

- e. ロールオーバーとは建玉の乗換え処理のことで、決済日の前営業日に翌々営業日(決済日の翌営業日)を決済日とする建玉に乗換えます。外国為替保証金取引においては、反対売買がなされない限り、決済日を1営業日ずつ線延べますので、長期間建玉を維持することができます。ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイント(詳しくは、「決済に伴う金銭の授受」の「(3)スワップポイント」をご参照ください。)を当社との間で授受します。また、建玉の約定値はロールオーバー時点の当社の提示する価格(以下「ロールレート」といいます。)に変わり、差損益金が発生します。
スワップポイントは、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。ロールオーバーにより発生した差損益金とスワップポイントの決済日はロールオーバーを行った日の通常2営業日後となりますが、差損益金とスワップポイントは、ロールオーバー後、即座に預託保証金に反映されます。なお、ロールオーバーは原則として日本時間午前6:30以降(米国夏時間の場合は午前5:30以降に自動的に行ないます(※ハイレバレッジ100コース(法人口座限定)及びハイレバレッジ200コース(法人口座限定)においては、「ハイレバレッジ100・200コース(法人口座限定)におけるお取引注意事項」をご参照ください。))
- f. お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。(以下、「ロスカット・ルール」といいます。詳しくは、「保証金」の「(7)ロスカットの取扱い」をご参照ください。)ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカット・ルールがあっても、保証金の額を上回る損失が生じることがあります。
- g. 決済日が日本、米国市場の休業日にあたる場合には、日本、米国市場に共通する翌営業日とします。

<取引コース>

「SBI FX α」ではお客様の任意でコース変更が可能です(当初レバレッジコースは、個人口座のお客様はハイレバレッジ25コース、法人口座のお客様はハイレバレッジ50コースに設定されております。)。なお、コース変更の反映は原則として翌営業日となっております(申込件数及び審査状況によっては、コース変更の反映にお時間をいただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。))

<ローレバレッジ1倍コース>・・・約1倍のお取引が可能です。

<ローレバレッジ3倍コース>・・・約1倍～約3倍までのお取引が可能です。

<ローレバレッジ5倍コース>・・・約1倍～約5倍までのお取引が可能です。

<スタンダードコース>・・・約1倍～約10倍までのお取引が可能です。

<ハイレバレッジ25コース>・・・約1倍～25倍までのお取引が可能です。

<ハイレバレッジ50コース(法人口座限定)>・・・約1倍～約50倍までのお取引が可能です。

<ハイレバレッジ100コース(法人口座限定)>・・・約1倍～約100倍^(注)までのお取引が可能です。

<ハイレバレッジ200コース(法人口座限定)>・・・約1倍～約200倍^(注)までのお取引が可能です。

[注]相場状況によりレバレッジ率上限は変動いたします。なお、高レバレッジ取引の可能な通貨ペアは原則として当社が指定する主要通貨ペアに限定されます。

※建玉保有時もしくは発注中・待機中の新規注文がある場合、低レバレッジへのコース変更のお申し込みはお受けできません。

※レバレッジ設定(レバレッジコース/ロスカット率/アラーム率)の変更申込中は、新規発注はできません。レバレッジ設定変更履歴より、受付中の申請を取り消すことにより発注可能となります。

【ハイレバレッジ 100・200 コース(法人口座限定)におけるお取引注意事項】

- ・ ハイレバレッジ 100 コース(法人口座限定)及びハイレバレッジ 200 コース(法人口座限定)は、別途当社が行う審査に通過した法人のお客様のみご利用いただけます(審査に通過できなかった場合であっても、その理由は開示いたしませんのであらかじめご了承ください。)
- ・ ハイレバレッジ 100 コース(法人口座限定)及びハイレバレッジ 200 コース(法人口座限定)の売買注文には有効期限があり、毎週末最終営業日の取引時間終了時点(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前までとなっております。毎週末最終営業日の取引時間終了 15 分前の時点の未約定注文は取消しいたします。また、毎週末最終営業日の取引時間終了 15 分前から取引時間終了時点まで、新規・決済ともに注文は受付いたしませんのでご注意ください。
- ・ ハイレバレッジ 100 コース(法人口座限定)及びハイレバレッジ 200 コース(法人口座限定)には決済期限があります。毎週末最終営業日の取引時間終了時点(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前からお客様の保有建玉は順次強制決済されるため、意図せざる損失を被る可能性があります(強制決済の対象となる建玉は、ロールオーバーによる建玉の乗換え処理が行われません。)。また、取引時間終了までに保有建玉は順次強制決済されるため、最終決済価格は決済された時間により異なることがあります。ハイレバレッジ 100 コース(法人口座限定)及びハイレバレッジ 200 コース(法人口座限定)を選択しお取引をしているお客様は、毎週末最終営業日の取引時間終了 15 分前までに、お客様ご自身で保有建玉を決済していただきますようお願いいたします。

■ 保証金

(1) 必要保証金^(注)

各通貨ペアの必要保証金^(注)は取引金額（取引数量にロールレートを乗じた額）に下記の表の割合を乗じた金額になります（取引コースごとの1取引あたりの保証金率を表記しております。個人のお客様が新規注文した場合の約定時に、レバレッジが25倍を超過している場合には当該注文は失効いたします。）。なお、高レバレッジ取引の可能な通貨ペアは原則として当社が指定する主要通貨ペアに限定されます。

※ 同一の通貨ペアの売建玉（売ポジション）と買建玉（買ポジション）を同時に持つ場合（「両建て」といいます。）は、数量の多い方のポジションにのみ必要保証金が必要となります。ただし、指値・逆指値の未約定注文につきましては、それぞれの注文につきまして必要保証金が必要となります。

《個人/法人口座共通コース》

取扱通貨ペア	レバレッジコース				
	ローレバレッジ1倍	ローレバレッジ3倍	ローレバレッジ5倍	スタンダード	ハイレバレッジ25
米ドル/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
ユーロ/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
ポンド/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
豪ドル/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
NZドル/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
カナダドル/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
スイスフラン/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
香港ドル/日本円	100%	33%	20%	10%	10%
人民元/日本円	100%	33%	20%	10%	10%
韓国ウォン/日本円	100%	33%	20%	10%	10%
南アフリカランド/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
シンガポールドル/日本円	100%	33%	20%	10%	10%
メキシコペソ/日本円	100%	33%	20%	10%	10%
トルコリラ/日本円	100%	33%	20%	10%	10%
ノルウェークローネ/日本円	100%	33%	20%	10%	10%
スウェーデンクローナ/日本円	100%	33%	20%	10%	10%
ポーランドズロチ/日本円	100%	33%	20%	10%	10%
ユーロ/米ドル	100%	33%	20%	10%	4%
ポンド/米ドル	100%	33%	20%	10%	4%
豪ドル/米ドル	100%	33%	20%	10%	4%

■ SBI FX ミニ

取扱通貨ペア	レバレッジコース				
	ローレバレッジ1倍	ローレバレッジ3倍	ローレバレッジ5倍	スタンダード	ハイレバレッジ25
米ドル/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
ユーロ/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
ポンド/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
豪ドル/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
NZドル/日本円	100%	33%	20%	10%	4%
南アフリカランド/日本円	100%	33%	20%	10%	4%

《法人口座限定コース》

取扱通貨ペア	レバレッジコース		
	ハイレバレッジ 50 (法人口座限定)	ハイレバレッジ 100 (法人口座限定)	ハイレバレッジ 200 (法人口座限定)
米ドル/日本円	2%	1%	0.5%
ユーロ/日本円	2%	1%	0.5%
ポンド/日本円	2%	1%	0.5%
豪ドル/日本円	2%	1%	0.5%
NZ ドル/日本円	2%	1%	0.5%
カナダドル/日本円	2%	1%	0.5%
スイスフラン/日本円	2%	1%	0.5%
香港ドル/日本円	10%	10%	10%
人民元/日本円	10%	10%	10%
韓国ウォン/日本円	10%	10%	10%
南アフリカランド/日本円	2%	1%	0.5%
シンガポールドル/日本円	10%	10%	10%
メキシコペソ/日本円	10%	10%	10%
トルコリラ/日本円	10%	10%	10%
ノルウェークローネ/日本円	10%	10%	10%
スウェーデンクローナ/日本円	10%	10%	10%
ポーランドズロチ/日本円	10%	10%	10%
ユーロ/米ドル	2%	1%	0.5%
ポンド/米ドル	2%	1%	0.5%
豪ドル/米ドル	2%	1%	0.5%

■SBI FX ミニ

取扱通貨ペア	レバレッジコース
	ハイレバレッジ 50 (法人口座限定) ハイレバレッジ 100 (法人口座限定) ハイレバレッジ 200 (法人口座限定)
米ドル/日本円	4%
ユーロ/日本円	4%
ポンド/日本円	4%
豪ドル/日本円	4%
NZ ドル/日本円	4%
南アフリカランド/日本円	4%

(注) あらかじめ預託することが必要な担保金。日本円、または当社の定める代用適格有価証券に限りです。委託保証金率、及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更される、または当社の判断により変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

(2)保証金の差入れ

新規に売買注文を行う前に必要な預託保証金(日本円)をお預けいただく前受制にさせていただきます。事前にお客様の証券総合口座から外国為替保証金取引口座に必要額をお振替えください。また、[別紙]にてご案内しております「FX取引 株券担保サービス」をご利用いただくことにより、当社で定める代用適格有価証券を、預託保証金とすることも可能です。

(注) 不測の状況に備えて預託保証金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますよう、お願いいたします。

(3)不足金の差入れ

お預かりしている預託保証金を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けておりますが、相場の急激な変動等により損失が預託保証金の額を超える場合があります。決済の結果損失が発生し、現金保証金で充当できない場合は、不足金を翌営業日午後3:15までにご入金していただきます。ご入金いただけない場合は、遅延損害金をいただきます(日歩4銭、年利14.6%)。なお、当社でお預かりしている預かり金、または信用取引委託保証金やMRF等から当社が任意に充当させていただきます。また、当社でお預かりしている有価証券等に関しましても充当のため任意で売却する場合がございます。

(注)「FX取引 株券担保サービス」をご利用のお客様は、[別紙]にてご案内しております「FX取引 株券担保サービス」の「(9) 決済に伴う現金不足の清算について」も合わせてご確認ください。

(4)現金保証金の引出し

お客様は振替可能金額の範囲内で証券総合口座への振替が可能です。外国為替保証金取引口座からお客様の銀行口座へ直接出金することはできません。振替指示は、取引時間外及び休日を含む24時間(ただし、システムのメンテナンス時を除きます。)、[「SBI FXα取引サイト」>口座管理>振替指示](#)にて、振替指示額を指定する方法により行っていただけます。

振替可能金額は[「SBI FXα取引サイト」>口座管理>振替指示](#)上よりご確認ください。

(注)お客様の銀行口座への出金は、証券総合口座より別途指示していただきます。

(5)レバレッジの判定

個人のお客様については、原則として各営業日のロールオーバー時にレバレッジ判定を行い、レバレッジが25倍を超過し、預託額に不足が生じている場合は、不足額(追加保証金)を充当していただきます。

なお、不足額(追加保証金)充当の期限は、翌営業日の取引時間終了時点(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の30分前までとなります。不足額が充当されない場合は、お客様の建玉を、約定日の古いものから不足額が充当されるまで、建玉毎に順次強制決済させていただきます。

なお、法人口座のお客様は、本項目(5)レバレッジの判定による強制決済の対象外となります。ただし、ハイレバレッジ100コース(法人口座限定)及びハイレバレッジ200コース(法人口座限定)につきましては、毎週末最終営業日の取引時間終了時点(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の15分前からお客様の保有建玉は順次強制決済されます(※詳しくは、「ハイレバレッジ100・200コース(法人口座限定)におけるお取引注意事項」をご参照ください。)

※不足額(追加保証金)の充当については、原則として翌営業日の取引時間終了時点(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の30分前までに不足額を外国為替保証金取引口座に振替えいただくか、未決済建玉の全部もしくは一部を決済していただき不足額を解消していただく必要があります。

※相場の好転による不足額(追加保証金)の充当は認められません。

※個人のお客様のレバレッジを原則として各営業日のロールオーバー時に判定を行い、レバレッジが25倍を超過し、預託額に不足が生じている場合は、SBIFXαの取引サイト上にその旨を表示いたします(法人口座のお客様は対象外となります。)。レバレッジが25倍を超過する可能性のある口座状況のお

客様は、常時取引サイトをご確認ください。

※国内が非営業日の場合でも、お取引が可能な日については、前営業日の取引時間終了時点（夏時間午前 5：30、冬時間午前 6：30）の 30 分前に不足額（追加保証金）の充当状況を確認させていただきます。また、前営業日の取引時間終了時点にレバレッジの判定も行います。その場合、営業日に通常使用するロールレートではなく、取引終了時点（夏時間午前 5：30、冬時間午前 6：30）のスポットレート（仲値）を使い判定させていただきます。

(6) 評価損益、及びスワップポイントの取扱い

当社が行うロールオーバーに伴い発生する建玉の実現損益、及びスワップポイントは、預託保証金額に加算、または減算されます。

(7) ロスカットの取扱い

a) ロスカット

預託保証金を超える損失の発生を未然に防ぐため、預託保証金率がロスカット水準を下回った場合、当社はおお客様の建玉を、当社の提示する為替レートで、預託保証金率が 100%以上^(注)になるまで建玉毎に反対売買を行い決済します(以下「ロスカット」といいます。)。ロスカットは、評価損の大きいものから順に反対売買します。評価損が同額の場合は、ロールオーバーを経ていない建玉は、約定時刻の古い順に、ロールオーバーによって繰り越された建玉は、当社が任意の建玉を反対売買します。ただし、相場の状況により、預託保証金率がロスカット水準を下回っても即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されることがあります。上記の場合であっても、相場の急激な変動により、預託保証金を超える損失が発生する可能性があります。

(注) ロスカット水準を下回った時点における取引レートで計算した預託保証金率が 100%以上になるまで行います。ロスカット終了時点における取引レートによっては、ロスカット終了時点の預託保証金率が 100%を下回ることがあります。

ロスカット水準はコース毎に下記の通りとなります。また、ロスカット水準はコース毎の設定可能範囲内で、5%毎におお客様の任意で設定が可能です。

レバレッジコース	当初設定 ロスカット水準	設定可能範囲
ローレバレッジ 1 倍 ローレバレッジ 3 倍 ローレバレッジ 5 倍 スタンダード	30%	30%~90%
ハイレバレッジ 25	50%	30%~90%
ハイレバレッジ 50(法人口座限定)	50%	50%~90%
ハイレバレッジ 100(法人口座限定)	60%	60%~90%
ハイレバレッジ 200(法人口座限定)	100%	100%(固定)

※ロスカット水準の変更依頼中は、新規発注はできません。レバレッジ設定変更履歴より、受付中の申請を取り消すことにより発注可能となります。

b) アラーム通知

預託保証金率が下記の水準を下回った時点で、「SBI FX α 」にてアラーム通知を行いません。

なお、アラーム通知を行う預託保証金率はコースごとの設定可能範囲内で、5%毎におお客様の任意で設定が可能です。

※Eメールでのアラーム通知は行っておりません。アラーム通知は SBI FX α の取引サイトを更新していただく必要があります。

レバレッジコース	当初設定 アラーム通知	設定可能範囲
ローレバレッジ 1 倍 ローレバレッジ 3 倍 ローレバレッジ 5 倍 スタンダード	50%	50%~95%
ハイレバレッジ 25	70%	50%~95%
ハイレバレッジ 50(法人口座限定)	70%	70%~95%
ハイレバレッジ 100(法人口座限定)	70%	70%~95%
ハイレバレッジ 200(法人口座限定)	120%	120%(固定)

※アラーム通知の変更依頼中は、新規発注はできません。レバレッジ設定変更履歴より、受付中の申請を取り消すことにより発注可能となります。

c) 新規建玉注文の自動取消

すでに建玉があり、かつ未約定の新規建玉注文がある場合において、預託保証金率が 100%を下回った場合、当社は即座にすべての未約定の新規建玉注文を取消します。

(8) 決済日を経していない損益の取扱い

決済日を経していない損益^(注)は、その損益が生じた取引の約定後ただちに預託保証金に加減されます。したがって決済日を経していない損益のうち利益は、その利益が生じた取引の約定後ただちに取引保証金として使用することができます。

(注) 決済日を経していない損益とは、反対売買により生じた差損益のうち決済日を経していないもの、または ロールオーバーにより生じた差損益、及びスワップポイントのうち決済日を経していないものをいいます。

■ 決済に伴う金銭の授受

(1) 決済方法

建玉はロールオーバーによる建玉の乗換え処理と、反対売買による差金決済となります(※ハイレバレッジ 100 コース(法人口座限定)、及びハイレバレッジ 200 コース(法人口座限定)には決済期限があります。毎週末最終営業日の取引時間終了時点(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前からお客様の保有建玉は順次強制決済されます。詳しくは、「ハイレバレッジ 100・200 コース(法人口座限定)におけるお取引注意事項」をご参照ください。)。ただし、米ドル/日本円については反対売買による差金決済に加え現引きが可能です。なお、現引きした米ドルは外貨建取引口座へ入金されます。

なお、反対売買及び現引きは決済する建玉を指定して注文します。注文時は「SBI FX α 取引サイト」で注文内容を必ず確認してください。当該注文が約定した時点で、即時に預託保証金が増減いたします。

ロールオーバーによる建玉の乗換え処理と、差金決済に伴う当社とお客様との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

【各通貨/日本円の場合】 約定価格差^(注1) × 取引単位数 × 取引単位

【各通貨/米ドルの場合】 約定価格差^(注1) × 取引単位数 × 取引単位 × 米ドル/日本円レート^(注2)

(注 1) 約定価格差とは、反対売買による差金決済に係る約定価格と当該反対売買による差金決済の対象となった新規の買付取引、または新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

(注 2) ロールオーバーによる建玉の乗換え処理の際は、米ドル/日本円レートはロールオーバーレート(仲値)を使用して計算します。反対売買による差金決済の際は、約定時のレートを使用して計算します。(小数点以下切り捨て)

※「FX 取引 株券担保サービス」をご利用のお客様は別紙の「(9) 決済に伴う現金不足の清算について」もあわせてご確認ください。

(2) 現引き

お客様の保有されている買建玉^(注1)は建玉余力（「FX 取引 株券担保サービス」ご利用の方は現金振替可能金額）の範囲内で現引きが可能です。現引注文にあたり、現引き数量にロールレートを乗じた金額の105%に相当する額以上の建玉余力（「FX 取引 株券担保サービス」ご利用の方は現金振替可能金額）が必要となります。現引きを行うには、毎営業日午前7:00～午後2:00に（米国夏時間の場合は月曜日午前7:00～午後2:00、火曜～金曜日午前6:00～午後2:00。ただし、システムのメンテナンス時を除きます。）、「SBI FX α 取引サイト」にて、現引きする取引単位数を指示する方法により行っていただきます。

現引きレートは、現引き指示日の午後2:00以降の当社の定めるレート（以下「現引きレート」といいます。なお、この現引きレートは本取引において当社が提示する取引レートとは基本的に異なります。また、現引きレートは当社が取得した銀行レートに当社所定のスプレッドを加味したレートになります。）を適用します。現引きに伴う買建玉の決済は当該現引きレートをもって算出します。建値（もしくはロールレート）と現引きレートとの差損益金、及び現引き代金を計算した後、午後2:30頃に預託保証金から控除いたします。

なお、外国為替保証金取引口座からお客様の銀行口座へ直接出金することはできません。

※外国為替保証金取引のお取引が可能なお日であっても、国内が非営業日であるなどの理由により現引注文をお受けできない場合がございます。

※午後2:00直前の現引注文の場合、お客様の発注状況によっては指示日の現引レートで約定できない可能性があります。現引注文は午後2:00より前に余裕を持って行っていただきますようお願いいたします。

- (注1) 現在現引き可能な通貨は、米ドル/日本円の通貨ペアのみとなります。SBI FX ミニは現引きに対応しておりません。
- (注2) 一度発注した現引きは取消しできませんのでご注意ください。
- (注3) 現引きした米ドルは外貨建取引口座に入金されるため、現引きを行うには、外国株式取引口座、または外貨建債券/外貨建MMF口座等が開設済みであることが必要です。

(3) スワップポイント

「米ドル/日本円」の米ドルと日本円のように、異なる2通貨間の金利差により生じる差損益です。

原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります^(注1)。例えば、平成24年5月現在では豪ドル金利の方が日本円金利より高くなっており、豪ドル買の建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取るようになります。なお、スワップポイントの支払いにより損失が発生する可能性があります。

金利の高い通貨を買付けることでお客様が受け取る1日分のスワップポイントは、当社がカバー取引を行った場合にSBI リクイディティ・マーケット株式会社から受け取る1日分のスワップポイントの100%の金額を提示しています。金利の高い通貨を売付けることでお客様が支払う1日分のスワップポイントは、当社がカバー取引を行った場合にSBI リクイディティ・マーケット株式会社に支払う1日分のスワップポイントの100%の金額を提示しています。

(注1) インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあります。

■ 手数料など諸費用について

外国為替保証金取引の取引手数料は無料です。

■ 益金に係る税金

個人が行った店頭における外国為替保証金取引で発生した益金（売買による差益、及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、平成24年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告

分離課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。(注1)

その損益は、差金等決済をした他の先物取引(注2)の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

(注1) 平成25年1月より、復興特別所得税の課税により、所得税15.315%、地方税5%となります。

(注2) 当社の取扱商品においては、「先物・オプション取引」「上場カバードワラント取引」「CFD取引※」「店頭カバードワラント取引(eワラント)」等が該当いたします。

※CFD取引は、2013年1月12日(土)をもってサービスの取扱いを終了しております。

※税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

※詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

※法人のお客様の場合、外国為替保証金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上で、益金の額、または損金の額に算入されます。詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

外国為替保証金取引手続きについて

お客様が当社と外国為替保証金取引「SBI FX α 」を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

当社はお取引の手段として、オンライン取引サービス「SBI FX α 」をご提供いたします。売買注文・出金指示等、お取引のすべては「SBI FX α 」をご利用いただきお客様ご自身によって行っていただきます。^(注)

「SBI FX α 」は、取引時間外、及び休日を含む 24 時間ご利用いただくことができます。ただし、取引時間外に当社の所有する通信回線、またはシステム機器のメンテナンス等を行う場合にはサービスを停止することがあります。

(注)「SBI FX α 」を除く他の手段(電話、Eメール、FAX 等)によって売買注文のご依頼をいただきましても、事故の発生を未然に防ぐため等の理由により当社では執行いたしません。お客様におかれましては大変ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解くださいますよう、お願いいたします。

(1)口座開設基準

当社で外国為替保証金取引口座を開設されるには、下記の条件が必要となります。

- ・年齢 75 歳未満の成人であること（未成年は開設不可）

※年齢 75 歳以上の成人であっても、80 歳未満の場合は、別途申請いただくことでお客様の投資経験、資力等によっては口座開設が可能な場合もございます。

- ・当社より常時連絡がとれること
- ・外国為替保証金取引のルール、「外国為替保証金取引の契約締結前交付書面」及び「外国為替保証金取引約款」を十分に理解されていること
- ・十分な金融資産や証券知識があること
- ・当社に既に総合取引口座が開設されていること
- ・金融先物取引業務に従事されていないこと
- ・金融商品仲介業を営んでいないこと
- ・金融商品仲介業務に従事されていないこと
- ・その他当社が定める基準を満たすこと

一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、外国為替保証金取引口座の開設に応じることができないこともあります。その際の審査結果の事由につきましては、開示しておりませんので予めご了承ください。

(2)口座開設までの流れ

- ①当社の外国為替保証金取引は、当社が行う審査に通過したお客様のみご利用いただけます。
- ②電子的に交付される「外国為替保証金取引の契約締結前交付書面」(本書面)、及び「外国為替保証金取引約款」(約款)をよくお読みください。
- ③本書面、及び約款を理解したうえで、外国為替保証金取引口座開設申込画面に表示されます外国為替保証金取引口座開設申込書兼外国為替保証金取引についての確認書をご確認のうえ、外国為替保証金取引口座の申し込みを行ってください。
- ④申込み受付完了後、当社にて社内審査を行い、外国為替保証金取引口座を開設いたします。
(審査の結果、外国為替保証金取引口座の開設ができない場合がございます。なお、審査結果の事由について開示しておりません。)
- ⑤証券総合口座から必要な預託保証金をお振替えください。外国為替保証金取引口座への振替完了後、お取引が可能となります。
また、[別紙]にてご案内しております「FX取引 株券担保サービス」をご利用いただくことにより、現金に代えて有価証券で代用したお取引が可能となります。

(3) 注文の指示事項

外国為替保証金取引の注文をするときは、当社の注文受付時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- ① 注文する通貨ペア
- ② 売付取引または買付取引の別
- ③ 注文数量
- ④ 売買注文の種類(執行条件、価格、注文パターン)
- ⑤ 注文の有効期間
- ⑥ その他お客様の指示によることとされている事項

(4) 売買注文の種類

SBI FX α の「執行条件」には以下の方法があります。

a) 成行注文

発注画面及び確認画面において、注文発注ボタンを押下した時の取引レートで約定する注文です。ただし、確認画面における表示レートは「参考レート」であるため、必ずしも約定するレートと同一であるとは限りません。

b) 指値注文

約定する為替レートを指示する注文方法で、買付けなら指示した為替レート以下、売付けなら指示した為替レート以上になった時点で約定することを希望する注文です。

指値注文は取引レートよりも 50%を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。

c) 逆指値注文

為替レートを指示する注文方法で、指値注文とは逆に、買付けなら指示した為替レート以上、売付けなら指示した為替レート以下になった時点で成行として発注される注文です。なお、指示した為替レートで約定するとは限りません。

逆指値注文は取引レートよりも 50%を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。

SBI FX α の「注文パターン」には以下の方法があります。

a) IFD

IFD とは「If Done=もし約定したら」の略で、2 つの注文(新規注文とその決済注文を組み合わせた注文)を同時に出しておき、最初の注文が約定したら、もう一方の注文が有効になる注文方法です。最初の注文が約定しない限り後者の注文は無効として扱われます。

b) OCO

OCO は「One Cancels Others=ひとつが約定したら、もう一方はキャンセル」の略。異なる 2 つの執行条件の注文を出しておき、どちらか一方が約定したら残りは自動的にキャンセルされる注文方法です。

c) IFDOCO

IFDOCO は IFD と OCO をさらに組み合わせた注文方法です。「買い注文と一緒に利食い/損切りの両サイドに決済注文を出しておきたい」といった場合に、リスクを限定する注文が可能です。

IFD、OCO、IFDOCO の注文方法のパターン

注文パターン	親注文			子注文①			子注文②		
	取引	売買	執行条件	取引	売買	執行条件	取引	売買	執行条件
IFD	新規	買(売)	指値	決済	売(買)	指値			
			指値			逆指値			
			逆指値			指値			
			逆指値			逆指値			
OCO	新規	買(売)	指値	新規	買(売)	逆指値			
			逆指値			指値			
			指値		売(買)	指値			
						逆指値			
	決済	売(買)	指値	決済	買(売)	逆指値			
			逆指値			指値			
			指値		買(売)	逆指値			
						逆指値			
IFDOCO	新規	買(売)	指値	決済	売(買)	指値	決済	売(買)	逆指値
			指値			逆指値			
			逆指値			指値			
			逆指値			逆指値			

d) 2WAY 注文

注文時点の売値と買値を確認し、その価格で売買する注文方法です。注文発注後にレート変動があった場合、指定したスリッページ幅の範囲内で約定を優先させてその時点のレートで約定します。提示されたレートで、すぐに取り引したい場合に有効な注文です。

<注意事項>スリッページ幅を指定した場合は下記の場合、注文が失効します。

※売注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて下落した場合、注文が失効します。

※買注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて上昇した場合、注文が失効します。

※FIFO (First In・First Out：ファーストイン・ファーストアウト)方式にて決済されます。

(ファーストイン・ファーストアウトとは「先入れ・先出し」という意味で、建玉を決済する順番を表します。ファーストイン・ファーストアウトでは最も古い建玉を自動的に選択し決済を行うため、決済建玉の選択をすることができません。なお、決済注文を発注中の建玉は除きます。)

※スリッページは 1pt=1 銭、または 0.0001 米ドル単位です。

e) トレール注文

トレール注文とは逆指値注文に値幅指定機能を追加する注文です。逆指値を注文するときに値動きによって売り逆指値価格を引き上げたり、買い逆指値価格を引き下げたりする注文です。

(5) 注文の有効期間

売買注文(新規注文、反対売買)の有効期間は、成行注文を除き、お客様が注文をした時以降最長翌月応答日^(注1)午後 11:50 までをご指定いただけます。有効期間を過ぎた売買注文は過ぎた時点^(注2)をもって失効します(※ハイレバレッジ 100 コース(法人口座限定)及びハイレバレッジ 200 コース(法人口座限定)の売買注文の有効期間は、毎週末最終営業日の取引時間終了時点(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前までとなっております。毎週末最終営業日の取引時間終了 15 分前の時点の未約定注文は取消しいたします。詳しくは、「ハイレバレッジ 100・200 コース(法人口座限定)におけるお取引注意事項」をご参照ください。)

- (注 1) 土・日等当社営業日以外も含まれます。なお、翌月応答日が無い場合は翌月最終日といたします。
(注 2) 有効期間の最終日が当社営業日でない場合は、直前の当社営業日終了時点をもって失効します。

(6)保証金の差入れ

外国為替保証金取引の注文をするときは、当社に所定の保証金を差入れていただきます。(詳しくは、「保証金」をご参照ください。)

(7)反対売買による差金決済による建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によります。(※「2WAY 注文」では、FIFO (First In・First Out : ファーストイン・ファーストアウト) 方式にて決済されます。最も古い建玉を自動的に選択し決済を行うため、決済建玉の選択をすることができません。なお、決済注文を発注中の建玉は除きます。) 両建ては、お客様にとって、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること、売値と買値の差(売買スプレッド)についてお客様が二重に負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

(8)手数料

外国為替保証金取引の取引手数料は無料です。

(9)取引結果、建玉、預託保証金等の報告

当社は、取引の都度、取引状況が記載されたもの(「取引報告書(兼)保証金受領報告書(兼)取引残高報告書」)、ならびに1ヶ月間の入出金の各合計額、当該期間終了時点の未決済建玉及び委託保証金の状況が記載されたもの(「月次取引残高報告書」)を作成し、お客様に電子的に通知いたします。

(以下「電子交付サービス」といいます。)

内容をご確認され、「取引報告書(兼)保証金受領報告書(兼)取引残高報告書」等の記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社までお申し出ください。また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。

a)「電子交付サービス」の種類

当社の WEB サイト内の認証が必要となるお客様サイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法

b)「電子交付サービス」の方式

「電子交付サービス」をご利用いただくには、当社が推奨いたしますブラウザならびに PDF ファイル閲覧ソフトが必要となります。詳細は、ヘルプ「必要なシステム環境」をご確認ください。

c)書面の閲覧

システムメンテナンス時間等を除き、当社約款及び本書面は、当社 WEB サイト上において閲覧できます。

d)ご通知の時期

お取引及び預託保証金の入出金に係るご通知については、翌営業日の午後 5 : 00 頃までに、月間のお取引等に係るご通知については、毎月第 3 営業日の午後 5 : 00 頃までに、当社の外国為替保証金のお取引 WEB サイト内の報告書閲覧画面へ記録します。

e)その他

「電子交付サービス」をご利用いただいている場合でも、「電子交付サービス」に係る法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した際には、当社が書面の「電子交付サービス」に代えて、すでに「電子交付サービス」で交付した書面を含めて、紙(郵送)による交付を行うことがございま

す。

通信回線、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等、または受領した情報の誤謬等には、一切の責任を負いかねます。

(10) 総建玉限度金額

お客様の当初の総建玉限度金額は、当社 WEB サイト上に表示しております。営業日におけるお客様が保有している建玉(注 1)の評価金額は、営業日の直近のロールレートを利用して算出いたします。

(注 1) 約定日基準の建玉であり、また、営業日当日に約定した建玉も含まれます。

(11) お客様の禁止行為

a) 債権の譲渡・質入れ

お客様が当社に対して有する外国為替保証金取引にかかる債権は、第三者に対して譲渡、質入れ、担保設定、名義変更、その他一切の処分はできません。

b) 口座の貸借

お客様の名義をもって、第三者に外国為替保証金取引口座の開設、及び取引をさせてはいけません。

(12) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違、または疑義があるときは、速やかに当社カスタマーサービスセンターに直接ご照会ください。

外国為替保証金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

外国為替保証金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした外国為替保証金取引、またはお客様のために外国為替保証金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「外国為替保証金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されております。

- a. 外国為替保証金取引契約(お客様を相手方とし、またはお客様のために外国為替保証金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結、またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 外国為替保証金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し、または電話をかけて、外国為替保証金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者、及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限り、)に対する勧誘、及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- d. 外国為替保証金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 外国為替保証金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為、または勧誘を受けたお客様が当該外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 外国為替保証金取引契約の締結、または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話、または訪問により勧誘する行為
- g. 外国為替保証金取引について、お客様に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己、または第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該お客様、または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様、またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 外国為替保証金取引について、自己、または第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため当該お客様、または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様、またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 外国為替保証金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様、または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況、及び外国為替保証金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法、及び程度による説明をしないこと
- k. 外国為替保証金取引契約の締結、またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 外国為替保証金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)

- m. 外国為替保証金取引契約の締結、または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 外国為替保証金取引契約に基づく外国為替保証金取引行為をすること、その他の当該外国為替保証金取引契約に基づく債務の全部、または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 外国為替保証金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産、または保証金その他の保証金を虚偽の相場を利用すること、その他不正の手段により取得する行為
- p. 外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により外国為替保証金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者、または金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の外国為替保証金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として外国為替保証金取引をする行為
- s. 外国為替保証金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得たうえで、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t. 外国為替保証金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う外国為替保証金取引の売付、または買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘、その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替保証金取引を含みます。v.において同じ。)につき、個人のお客様が預託する保証金額(計算上の損益を含みます。)が想定元本の4%を乗じた額に不足する場合に、取引成立後、直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における個人のお客様が預託した保証金額(計算上の損益を含みます。)が想定元本の4%を乗じた額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

当社の概要について

商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資本金	47,937,928,501 円(平成 24 年 3 月 31 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年3月
連絡先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)にご連絡ください。

外国為替保証金取引の仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

■「証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第 1 種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定、及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (ADR 促進法) に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。(あっせんは、損害賠償請求額に応じ 2 千円から 5 万円をご負担していただきます。)

あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券 会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)

外国為替保証金取引に関する主要な用語

本書面、及び「SBI FX α 」における用語の定義は以下の通りです。

・相対取引

売り手と買い手が 1 対 1 で取引すること。外国為替保証金取引は、当社とお客様の相対取引です。

・インターバンクレート

インターバンク市場における為替直物(スポット)取引の為替レート。

・受渡決済

外国為替保証金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して、買い付けた通貨を受け取るにより決済する方法をいいます。

・売建玉

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

・売値(Ask、オファー)

当社がお客様に提示する売値。お客様が買付けを行なう際の参考値です。

・外国為替市場

外国為替の売買が行われる場。外国為替の売買には取引所が存在せず、取引を行う当事者同士が電話などで直接売買するため、それらを総称して外国為替市場と呼ばれます。

・買建玉

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

・買値(Bid)

当社がお客様に提示する買値。お客様が売付けを行なう際の参考値です。

・買戻し

売建玉を手仕舞う(売建玉を減じる)ために行う買付取引をいいます。

・カバー取引

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う外国為替保証金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該外国為替保証金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引、または他の金融商品取引業者、その他の者を相手方として行う為替取引、または外国為替保証金取引をいいます。

・為替直物取引

約定日の 2 営業日後を決済日として、外貨とその対価となる通貨の受渡しを行う取引。

・金融商品取引業者

外国為替保証金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・決済日

決済を行う日。外国為替保証金取引では、約定日の通常 2 営業日後が決済日です。

・現引き

買建玉を保有している場合において、お客様が買付代金相当額を当社に渡して、買付通貨を引き取ること。

・差金決済

外貨とその対価となる通貨の交換を行わずに、取引の結果生じた差損益金(=差金)を受払いすることで清算する決済方法。

外国為替保証金取引では、反対売買を行い、外貨の受け払いを建玉によるものと反対売買によるものとで相殺する一方、建玉と反対売買の間に発生した差損益金を受け払いします。

・指値注文

価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

・差損益金

差金決済、またはロールオーバーによって実現した損益。

・資産合計

預託保証金から未決済建玉の評価損益を加減した額。

・実質保証金

預託保証金の額から未決済建玉に係る評価損の合計と、現引きが行われた場合に現引きレート確定までの間に拘束される現引き代金相当額を差引いて算出した額。

・スリッページ

注文を行ったときの値段と約定したときの値段とのズレ幅。

・スワップポイント

外国為替保証金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ、及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

・建玉余力

実質保証金から未決済建玉に係る必要保証金の額、反対売買注文を除く発注済みの未約定注文に係る取引保証金の額に取引数量(取引単位数)を乗じた額を減じた額。

・2-Way 方式

売値と買値の取引レートを同時に提示する方法。なお、買値と売値は同じではなく差があります。

・デイ・トレード

新規建玉と反対売買を同一営業日に行うこと。

・デリバティブ取引

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引、及びオプション取引を含みます。

・店頭金融先物取引

外国為替保証金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場、及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場、及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・転売

買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。

・特定投資家

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識、及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。

・値洗い

建玉、または代用有価証券について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きをいいます。

・媒介取引

金融商品取引業者がお客様の注文を他の金融商品取引業者に当該お客様の名前でつなぐ取引をいいます。

・必要保証金

当社が別途定めたあらかじめ預託することが必要な担保金。

・振替可能金額

FX口座から証券総合口座へ振替えることができる現金保証金、またはFX代用担保を保護預りへ振替えることができる代用有価証券評価額となります。

・FIFO (First In・ First Out : ファーストイン・ファーストアウト)

「先入れ・先出し」という意味で、建玉を決済する順番を表します。最も古い建玉から選択し決済を行います。

・米国夏時間

米国夏時間の期間は3月第2日曜日から11月第1日曜日の前日まで。

・米国冬時間

米国冬時間の期間は11月第1日曜日から3月第2日曜日の前日まで。

・ヘッジ取引

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・保証金取引

取引金額の一部の金額(保証金)を差入れることのできる取引。

・預託保証金

お客様が当社の外国為替保証金取引口座に預託している現金保証金、及び代用有価証券評価額をいいます。
※現金保証金が次に掲げる額を加減します。

反対売買により生じた差損益金の額

現引きにより支払いが生じた買付代金の額

未決済建玉に係るロールオーバーにより生じる差損益金の額

未決済建玉に係るロールオーバーにより生じるスワップポイントの額

未決済建玉に係る値洗い計算により生じる差損益金の額

証券総合口座と外国為替保証金取引口座間で振替した額

※ 代用有価証券は次に掲げる計算いたします。

有価証券により代用する場合の代用価格は、ロールオーバー時に前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格で評価いたします。詳細は [別紙] 「FX取引 株券担保サービス」の(4) 代用有価証券についてをご参照ください。

・預託保証金率

必要保証金に対する実質保証金の割合。

・呼値

取引レートにおける値動きの最小単位。

・両建て

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時にもつこと。

・レバレッジ

テコの原理のことです。少額の資金で大きな金額の取引をすること。例えば、10万円の保証金で100万円相当額の外貨を売買した場合、保証金に対して10倍に相当する資金を運用しているため、10倍のレバレッジをかけていることとなります。

・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

建玉の決済日の前営業日に、建玉を翌々営業日(=決済日の翌営業日)を決済日とする建玉に乗換え、結果として決済日を1日繰延べる処理。繰延べた1日分の金利差から計算されるスワップポイントの受け払いが発生します。ただし、土日や各国の休日等により決済日を数日繰延べる場合もあります。

「FX取引 株券担保サービス」について

本サービスは、お客様からお預かりしております当社所定の代用適格有価証券を、お客様の指示にて「保護預り」から「代用預り」へ振替を行うことにより、外国為替保証金取引の預託保証金とすることが可能なサービスです。

(1) 「FX取引 株券担保サービス」ご利用開始基準

当社で「FX取引 株券担保サービス」をご利用の際には、下記条件すべてを満たすことが必要となります。

- ・当社で信用取引口座を開設されていないこと
- ・当社で貸株サービスをご契約されていないこと
- ・当社が提携を行っている証券担保ローンをご契約されていないこと
- ・その他当社が定める基準を満たすこと

(2) 「FX取引 株券担保サービス」のお申し込みについて

当社の「FX取引 株券担保サービス」は、当社が行う審査（社内審査は1日程度お時間をいただきます）に通過したお客様のみご利用いただけます。また、ご利用には、事前のお申し込みが必要となります。

外国為替保証金取引口座開設後、本サービスのご利用開始基準をご確認のうえ、外国為替保証金取引サイトの「FX取引 株券担保サービス」お申し込みフォームよりお手続きください。

注) 審査の結果、「FX取引 株券担保サービス」をご利用出来ない場合がございます。

(3) 電子的にご確認・ご承諾いただく書面

- ・外国為替保証金取引約款
- ・外国為替保証金取引の契約締結前交付書面

(4) 代用有価証券について

当社が指定する代用適格有価証券は、国内上場株式のみとさせていただきます。

有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

上場株券等……………70% 以下

※ 上記有価証券であっても、銘柄・数量により受入れられない場合があります。

※ 指標連動証券(ETN)は当社では代用有価証券として差し入れはできませんので予めご了承ください。

※ 代用有価証券の銘柄が重複上場している場合、当社の定める優先市場における値を評価単価とさせていただきます。

預託保証金率、及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更されること、または当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更、または除外(以下「掛目の変更等」といいます。)を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目(又は除外)の適用日につきましては、通知した日から起算して5営業日目以降の日といたします。ただし、下記③の事象の場合において、当社が必要と認めるときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

- ①発行会社が債務超過となった場合
- ②発行会社に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した場合
- ③特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
 - ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
 - ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
 - ・ 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
 - ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合
- ④売買代金等が過少で流動性が確保できない等、決済リスクの観点から当社が不相当と判断した場合
 - ⑤その他、総合的な観点から当社が不相当と判断した場合

※掛目変更が適用された場合、預託保証金率の低下によるロスカットや不足金が発生する恐れがございますので、お取引の際には十分ご注意くださいようお願いいたします。

(5) 保護預り有価証券の代用振替について（保護預り⇒代用預り）

ログイン後の、外国為替保証金取引サイト振替指示画面よりお手続きください。

お手続き後、代用有価証券として評価されるのは、振替指示実行日（営業日）の約 2 営業日目のロールオーバー処理終了後となります。

※受渡日未到来株式の場合、保護預りから代用預りへの振替指示が可能となるのは、受渡日以降となります。

※不足額（追加保証金）の充当については、原則として翌営業日の取引時間終了時点（夏時間午前 5：30、冬時間午前 6：30）の 30 分前までに不足額を外国為替保証金取引口座に振替えいただくか、未決済建玉の全部もしくは一部を決済していただき不足額を解消していただく必要がございます。

そのため、保護預り有価証券の代用預り（保護預り⇒代用預り）への振替では、不足額（追加保証金）の充当が間に合いませんので、ご注意ください。

(6) 代用有価証券の保護振替について（代用預り⇒保護預り）

代用預りから保護預りへの振替は、振替可能金額の範囲内で、振替が可能です^(注)。

ログイン後の、外国為替保証金取引サイト振替指示画面よりお手続きください。

お手続き後、保護預り有価証券となるのは、振替指示実行日（営業日）の約 2 営業日目のロールオーバー処理終了後となります。

なお、代用有価証券を他社へ株式移管する際は、あらかじめ（代用預り⇒保護預り）へ振替をお願いします。

(注) 振替指示後、お振替いただいた代用有価証券評価額が預託保証金よりリアルタイムで控除されます。その結果、預託保証金率が減少しますので、余裕をもった振替をお願いいたします。

(7) 現引き

お客様の保有されている買建玉は、現金保証金の振替可能金額の範囲内で現引きが可能です。
※現在現引き可能な通貨は、米ドル/日本円の通貨ペアのみとなります。SBIFX ミニは現引きに対応しておりません。その他注意事項は、「決済に伴う金銭の授受(2)現引き」にてご確認ください。

(8) 代用有価証券のご売却について

「FX取引 株券担保サービス」における代用有価証券のご売却にあたっては、以下の内容をご確認いただき、取引ルールをご理解のうえ、お取引ください。

代用有価証券をご売却する場合は、あらかじめ代用預りから保護預りへの振替手続きを完了させたいう
えでご売却ください。

代用有価証券のままご売却された場合、約定時点で代用評価相当額（売却日前営業日の基準値×株数
×掛目）を証券総合口座から外国為替保証金取引口座へ受渡日付にて自動振替されるよう処理します。
振替の結果、お取引や口座状況によっては証券総合口座において不足金等が発生する恐れがございます
ので、ご注意ください。

※詳しい内容につきましては当社ウェブサイトにてご確認ください。

(9) 決済に伴う現金不足の清算について

預託保証金のうち、代用有価証券を利用してお取引されている場合、決済損等（注）が発生いたしま
すと預託保証金現金で賄えず、現金不足となる可能性がございます。

(注) 評価損益、及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益、及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポ
イントは、預託保証金額に加算、または減算されます。

毎月末に現金不足状況の判定を行い、対象者には翌月当社第1営業日に外国為替保証金取引サイト上
へ1回目判定結果を通知いたします。翌月末、1回目に判定された現金不足額の解消が確認できませ
んと、翌々月当社第1営業日に2回目判定結果を通知いたします。2回目判定の通知上に記載された
入金期限内にご入金が確認できない場合は、入金期日以降より、当社の判断にてお客様が保有されて
いる有価証券等の売却手続き等を行い、預託保証金現金に充当することによって現金不足額を解消さ
せていただくことがございますのでご注意ください。なお、当社による任意売却が約定つかずで翌営
業日に持ち越しされる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

■清算スケジュールイメージ

日程	3月末	4月第1営業日	4月末	5月第1営業日	5月第7営業日
ご通知等	現金不足金判定	1回目通知	現金不足金判定	2回目通知	現金不足金入金期日

(10) 「FX取引 株券担保サービス」のご解約について

「FX取引 株券担保サービス」のご解約は、すべての代用有価証券を保護預りへ振替完了後、受付が
可能となります。解約される場合は、外国為替保証金取引サイトのお預かり有価証券一覧画面で全ての
有価証券の保有区分が保護預りとなっていることをご確認のうえ、お申し込みください。

以上

(平成25年2月)